

あきる野市子ども計画の策定

計画の趣旨・背景

少子化の急速な進行は、社会全体の在り方に大きな影響を及ぼしており、子どもを取り巻く環境も、大きく変容し、若者の自立をめぐる課題や、いじめ、不登校といった問題が深刻化・長期化しています。

このような中、国は、令和5年4月「子ども基本法」の施行とともに、「子ども家庭庁」を創設し、同年12月に「子ども大綱」が閣議決定され、子どもの視点に立った課題解決体制の整備が進められています。

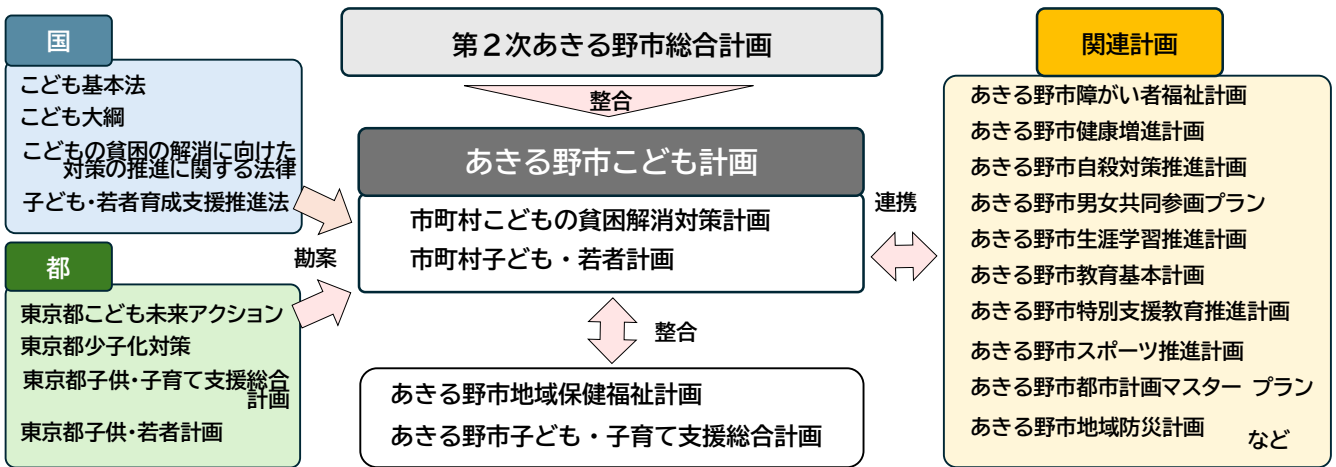
現在、本市では、「あきる野子ども・子育て支援総合計画」に基づき、子ども・子育てに関する施策の積極的な推進に努めております。

今後、全ての子どもへの支援をさらに強化するため、子どもの視点・権利を尊重した「あきる野市子ども計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

計画の位置付け

本計画は、「子ども基本法」第10条第2項に基づく「市町村子ども計画」として、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村計画」及び「子ども・若者育成支援推進法」第9条2項に基づく「市町村子ども・若者計画」として、一体的に策定するものです。

また、本市の最上位計画である「第2次あきる野市総合計画」をはじめ、「あきる野市地域保健福祉計画」や「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」との整合を図るとともに、その他の子ども施策に関係する関連計画と連携を図り、各関連計画において、施策を推進していくための理念となる計画としています。



計画の対象

本計画の対象は、0歳から概ね29歳までの子ども・若者と子育て当事者とします。

「子ども基本法」における「子ども」とは、心身の発達過程にあり、若者を経て、大人として円滑に社会生活を送れるようになるまでの成長段階にある者を指します。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とし、最終年に当たる令和11年度には、「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」をはじめとする関連計画との整合・連携を踏まえた改定作業を行い、令和12年度からの新たな計画を策定します。

計画の基本的な考え方

基本理念

すべてのこどもが 自分らしく 育つ あきる野

～基本理念に込めた想い～

- 全てのこどもや若者が主役であり、誰ひとり取り残さないこと
- 個性や多様性が尊重され、自分自身の考えが表明できること
- 夢や希望に向かい、自身の意思で自分の道を切り拓いていけること
- 豊かな自然や伝統、文化にふれながら地域や社会に支えられ、成長すること

基本目標

基本目標1 こども・若者の意見を尊重し健やかな育ちを支援

こどもや若者一人ひとりの意見や思いを大切に受け止め、その成長の歩みを温かく支えていきます。また、こどもの誕生前から青年期、子育て当事者に至るまでの様々な場面において、それぞれの声にしっかりと耳を傾け、安心して学び、多様な体験を積み重ねることができる支援体制を築き、一人ひとりが自分らしく力を伸ばし、夢や希望に向かって自ら未来を描いていけるよう、地域や社会と共に学びや活動のできる環境を整えます。

基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のないこども・若者支援

乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、発達の段階に応じた支援を展開し、全てのこどもや若者が安心して生活でき、自らの可能性を広げていけるよう様々な分野の関係機関が連携し、切れ目のない支援に取り組めます。また、一人ひとりの個性や思いが尊重される中で、夢や希望に向かって未来へ踏み出していけるよう、地域や社会が共に支える仕組みを整えていきます。

基本目標3 子育て当事者への支援

子育てを担う全ての方々が安心して子育てに向き合い、自らの考えや希望を大切にしながら歩んでいけるよう、経済的負担の軽減や子育て環境の整備など、多様な支援策を充実させていきます。また、地域全体で子育てを応援し、誰ひとり取り残されることなく、こどもも大人も笑顔でつながり合える環境づくりを進めることで、全てのこどもが自分らしく育つ未来につなげていきます。